

趣 意 書

社協会員(会費)制のご理解とご協力方について (お願い)

村民並びに福祉施設・団体、企業におかれましては、日頃から本会の事業推進に対しまして、格別なる御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、中城村社会福祉協議会（中城村社協）は、地域における福祉問題を地域住民が主体となり、民生委員や関係機関、団体の協力のもと問題解決していくため組織化された民間社会福祉法人であります。その財源は、公的助成としての村補助金と民間財源としての一般寄付金、共同募金配分金等によって運営されておりますが、高齢化社会の到来、核家族の増加といった社会情勢の変化に伴い、福祉に対する需要も多種多様化しており、活動資金の尚一層の充実強化が求められております。

そこで、本会としましては、村民総参加による地域福祉活動の推進と自主財源確立による事業の充実を目的として、戸別会員制を令和元年度より実施しております。

つきましては、村民の皆様には、出費多端の折とは存じますが、当制度の趣旨を御理解頂きまして何卒、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

○会費の種類

戸別会員（各世帯）	年額	500円
賛助会員（役場職員、団体職員）	年額	500円
団体会員（村内福祉施設、団体）	年額	1,000円
特別会員（企業、団体、篤志家）	年額	10,000円

○受付期間 令和5年3月31日まで

○納付の方法 ご協力の際は、連絡いただければ職員がお伺いいたします。

振込希望につきましては、お手数ですが下記へお願い致します。

(但し、振込手数料については、恐れ入りますがご負担願います。)

金融機関名	沖縄県農業協同組合 中城支店	沖縄銀行 なかぐすく支店
預金の種類	普通預金	普通預金
口座番号	0701811	1110113
(フリガナ) 口座名義	ナカグスクンシヤカイフクシヨウキカイ 中城村社会福祉協議会	フクナカグスクンシヤカイフクシヨウキカイ (福)中城村社会福祉協議会 理事 比嘉 盛行

【お問合せ先】

〒901-2407 中城村字安里187番地1
(福)中城村社会福祉協議会 (担当:新垣)
TEL098-895-4081 FAX098-895-4180
Mail:moritomo.a@muse.ocn.ne.jp

社会福祉法人 中城村社会福祉協議会

会員制度について

❓ 社協会員制度って何？

社協活動を通じて地域福祉を推進し、地域の暮らしへ還元する仕組みです。

会費の種類

戸別会員(各世帯).....	年額	500円
賛助会員(役場職員、団体職員)....	年額	500円
団体会員(村内福祉施設、団体)....	年額	1,000円
特別会員(企業、団体、篤志家)....	年額	10,000円

❓ 会費はどのように使われているの？

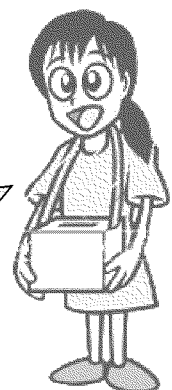
令和5年度会費を財源とした地域福祉活動の例

- ① 老人福祉
 - ・ 給食サービス(週1回)
 - ・ 老人クラブ活動への協力
- ② 児童福祉
 - ・ 児童図書贈呈事業(村内4校)
 - ・ 児童福祉週間事業
- ③ 障害者(児)福祉
 - ・ 福祉車両貸出事業(通年)
 - ・ 福祉機器短期貸出事業(通年)
 - ・ 障害者福祉団体事業への協力
- ④ 福祉育成・援助活動費
 - ・ 社協だよりの発行(年4回)
 - ・ ブログの活用、各種チラシ制作
 - ・ 第2回福祉まつりの開催
- ⑤ 低所得世帯福祉活動
 - ・ 法外援護事業(災害義援金等)
 - ・ 緊急生活支援事業(義援金、支援物資等)
 - ・ 低所得世帯紙おむつ等給付事業
- ⑥ ボランティア育成
 - ・ 発達障がい児のサポーター養成講座等
 - ・ ボランティア活動推進全般
- ⑦ 地域活動支援、その他
 - ・ 福祉バスの運用
 - ・ 社会福祉法人連絡会の開催



社協会員制度は、同じ地域で暮らしている人々が、共に育みあい、支えあいながら、いきいきと地域で幸福に暮らしたいという、住民共通の思いを社協へ託していただくシステムです。

会員制度は、強制的に加入していただく制度ではございませんが、趣旨にご賛同いただき、是非とも会員加入と地域福祉の推進にご協力くださいますようお願いいたします。



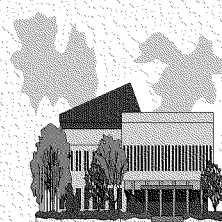
中城村社会福祉協議会（社協）とは？

ここで、簡単に社協の仕組みを説明します。



よくカン違いされますが、社協は役所とは違います。地域の皆さん（一般会員）、役所や関連機関で働く皆さん（賛助会員）、また企業（特別会員）が会員となって構成した「民間」の福祉団体です。ですから代表は村長ではなく会長であり、地域の自治会長や民生委員、他の福祉団体などから選ばれます。つまり社協は村民みんなのものであるってことです。うまく活用して下さいね。

社協は社会福祉法人です。公共性が極めて高く、営利を目的としない民間団体です。社会福祉法において、地域福祉の推進役として法律上明確に役割を位置づけられています。



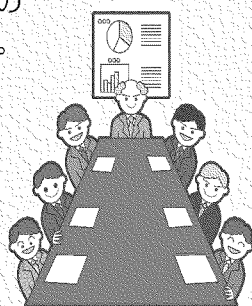
ちなみに、社協は日本中すべての市町村にあります。



ちょっと堅苦しい表現ですが、中城村社協の目的は…（中城村における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る）となっています。少しオーバーですが社協における憲法のようなものだとご理解下さい。



ここで気になる社協の財源ですが、まず先ほどあげた会費が一番。次に赤い羽根でおなじみの共同募金会から配分されるお金。三番目にお祝い返しや香典返しなどの寄付金です。ところで、これらは人件費には使えません。私たち職員の給料は国や県・村からの補助金や委託金で充てられています。ですから、村民の皆さんからいただいた大切な浄財は、理事会や評議員会で十分に話し合われた上で、「運営に係る事務費」や下にある「事業」の一部に使われることになっているのです。ご理解いただけましたでしょうか。



中城村社協の年会費は次のとおりです。

戸別会員	500 円
賛助会員	500 円
団体会員	1,000 円
特別会員	10,000 円

中城村社会福祉協議会の事業（令和5年度）

ふれあい総合相談、手話奉仕員養成事業、発達障がい児サポーター養成事業、法外援護事業、フードバンク活動、緊急生活支援事業
地域ふれあい事業、一人暮らし老人等給食サービス事業、生活支援体制整備事業、福祉サービス利用援助事業、福祉まつり開催
就労継続支援B型事業所きらり、障がい者地域活動支援センターむつみ、ボランティア育成・助成事業、要援護高齢者紙おむつ等給付事業
赤い羽根募金運動、歳末たすけあい募金運動、災害たすけあい募金運動、歳末たすけあい運動、生活福祉資金貸付事業
社会福祉法人連絡会、福祉団体への協力(老人クラブ、民児協、身障協、根っこの会、母子会)、福祉バス・福祉機器の貸出